

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融証券取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年11月7日 |
| 【事業年度】 | 第17期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日) |
| 【会社名】 | 株式会社エフアンドエム |
| 【英訳名】 | F&M CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 森中 一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号 |
| 【電話番号】 | 06(6339)7177(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 西川 洋一郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号 |
| 【電話番号】 | 06(6339)7177(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 西川 洋一郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社エフアンドエム 東京支社 (東京都中央区京橋一丁目2番5号) 株式会社エフアンドエム 名古屋支社 (名古屋市中区栄2丁目8番13号) |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第17期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書並びに平成19年8月31日に提出いたしました第17期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正（記載不備における追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（7）＜省略＞

（8）責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

（9）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（10）取締役の員数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

（11）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

（12）自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な自己株式の取得を可能にすることを目的とするものであります。

（13）＜記載なし＞

(訂正後)

(1)～(7) <省略>

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

また、当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役の員数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

(11) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(12) 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な自己株式の取得を可能にすることを目的とするものであります。

(13) 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な株主への利益還元を行うためであります。